CHIYODA CITY
広報 千代田

No.1085
平成14年（2002年） 4/5
（毎月5日・20日に発行）
代表電話 ☎3264-2111

発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

平成14年度予算決まる …… 2
安全で快適な生活環境の整備 …… 3
子育てファミリー世帯等親元近居助成 …… 4
ふらっと区長室 …… 5
表彰された優良従業員の方々 …… 6
春の地域教養講座 …… 7
保健・福祉 …… 8
文化学習スポーツ …… 9
各施設のお知らせ・国保・年金 …… 10

文化と伝統が息づくまち千代田

区内には、歴史的・文化的な遺産が数多く残っています。区では、この歴史的な遺産を守り、後世に伝えていくために、さまざまな取り組みを行っています。そこで今回は、区が新たに指定した文化財と、国が新たに登録した登録有形文化財を紹介します。

問合せ　四番町歴史民俗資料館☎3238－1139

◆区が新たに指定した文化財◆

区では、4月1日付で、「三谷長三郎胸像」（千代田区所有）、「水盤」（宗教法人神田神社所有）、「水盤」（宗教法人心法寺所有）の３件を区の指定文化財として指定しました。

有形文化財（歴史資料）

宮本公園内の「三谷長三郎胸像」

所在地　区立宮本公園　外神田２丁目19番
所有者　千代田区
年　代　昭和９年（1934年）６月

区立宮本公園のほぼ中央にあります。胸像は銅製で高さ313.8cm（３段の基壇の上に台座があり、その上に胸像を設置）の大きさです。

この胸像は、旧神田区の小学校に私財を寄付するなど、教育の発展に尽くした故三谷長三郎の業績を顕彰するため、故三谷長三郎翁胸像建設会が発起して建立したものです。区における教育史を考えるうえで貴重な資料です。

有形民俗文化財

神田神社の「水盤」

所在地　神田神社境内末社金比羅神社・三宿稲荷神社境内　外神田２丁目16番２号
所有者　宗教法人神田神社
年　代　文化２年（1805年）

神田神社本殿の裏に所在する境内末社の一つ金比羅神社・三宿稲荷神社の社屋前、鳥居の右側にあります。石製で、上部幅136.0cm、上部奥行59.5cm、高さ61.0cmの大きさです。

この水盤は、江戸時代の町人の暮らしと信仰について、特に、神田神社および金比羅神社・三宿稲荷神社と神田周辺の町の人々との関わりを示す貴重な資料です。

有形民俗文化財

心法寺の「水盤」

所在地　心法寺　麹町６丁目４番地１
所有者　宗教法人心法寺
年　代　万延２年（1861年）２月

心法寺の本堂脇から裏へ向かう通路沿いにあります。石製で、上部幅161.8cm、上部奥行72.7cm、高さ64.0cmの大きさです。

この水盤は、稲垣氏が家族の菩提を弔うために寄進したものです。子孫の方の話では、稲垣家は番町に住んでいた武家で、幕末の動乱期に三河国に疎開しました。無事に疎開できた感謝の念もこめて、三河国の石を用いて、この水盤を制作したということです。

◆国が新たに登録した登録有形文化財◆

文化庁は、3月に登録有形文化財（建造物）159件を登録しました。区内では、「太洋ビルディング（丸石ビルディング）」（株式会社太洋商会）、「カトリック神田教会聖堂」（宗教法人カトリック東京大司教区）の２件が新たに登録されました。

「太洋ビルディング（丸石ビルディング）」

所在地　鍛冶町１丁目10番４号
所有者　株式会社太洋商会
年　代　昭和６年（1931年）竣工、昭和８年（1933年）増築
概　要　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上６階・地下１階、ロマネスク風様式、建築延べ面積4,095.82㎡

外観は１階と上部階にロマネスク風様式の柱、柱頭、アーチの連続したレリーフとロンバルド帯（小アーケード）が意匠の基調となり、２階以上は昭和初期に流行したスクラッチ・タイルで全体が覆われています。また、玄関ホールの持ち送りヴォールト天井、旧陳列室のヴォールト天井などに見事な意匠が見られます。

「カトリック神田教会聖堂」

所在地　西神田１丁目１番12号
所有者　宗教法人カトリック東京大司教区
年　代　昭和３年（1928年）12月竣工
概　要　鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋（一部２階）、屋根瓦葺き、建築延べ面積643.44㎡

バジリカ様式の三廊式（身廊、側廊）で、正面にアプス（内陣）、身廊の高いヴォールト天井、後部の２階に聖歌隊席があり、構造的にも堅固な造りとなっています。外観は、ダブルファザード（二重正面）を持ち、ラテン十字架とギリシア十字架が高・低屋根の頂部にあり、ロンバルディアアーチ、四ツ葉をモチーフとするレリーフに囲まれ、変化に富んだ表情を持っています。

☆次号は4月20日（土）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100
古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています

平成14年度予算決まる

●変革期対応の積極型●

一般会計　506億2千万円

問合せ　財政課

平成14年度予算が、第1回区議会定例会で審議され、可決・成立しました。

この予算は、少子高齢化など社会情勢が変化する中で、区民福祉を総合的に向上させ、区民によりよい行政サービスを提供するために、第3次長期総合計画の内容を踏まえて編成した、変革期対応の積極予算です。

一般会計の予算規模は、506億2千万円で、前年度当初予算に比べ15・5％の増となっています。その他、国民健康保険事業・老人保健・介護保険の各特別会計を含めた予算規模は、下表のとおりです。

▼予算規模

（単位：百万円）

会計区分＼年度・増減		平成14年度	平成13年度	増減額	増減率
一般会計		50,620	43,841	6,779	15.5%
特別会計	国民健康保険事業会計	3,028	3,049	△21	△0.7%
	老人保健特別会計	5,190	4,760	430	9.0%
	介護保険特別会計	2,612	2,389	223	9.4%
計		61,450	54,039	7,411	13.7%

▼予算の使いみちを10,000円に換算すると

市街地整備・住宅関係に	区民施設の建設・運営、区の事務・管理に	学校教育に	福祉に	防災・公害・環境・清掃事業に	道路・公園・河川に
2,325円	1,754円	1,646円	1,367円	553円	450円
中小企業・消費者支援に	**健康増進に**	**区債の償還に**	**区民の学習・スポーツ・図書館に**	**区議会の運営に**	**その他に**
		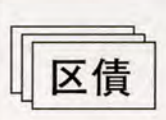			
442円	382円	380円	147円	118円	436円

※学童クラブの実施時間帯

学童クラブは、4月から毎週土曜日も実施します。また7月からは月～金曜日まで、午後7時まで1時間延長します。

◆障害者雇用促進援助事業　247万8千円

知的障害者を雇用する事業所の雇用主に対し、援助金を支給することにより、障害者の雇用の機会を増やし就業を促進します。

●風ぐるまのルート増設　9千934万2千円

地域福祉タクシーとして親しまれている風ぐるまの乗合便を、神田方面、麹町方面のそれぞれに1ルート増設し、総合体育館などの区施設や区内の総合病院に停留所を設けます。

定住人口対策とまちづくりの推進

◆子育てファミリー世帯等の親元近居助成　7千220万円

中堅所得層までの子育てファミリー世帯等が、10年以上区内に居住する親と近居するために、区内での住み替え、または戻り転入する場合、その費用の一部を助成します。

◆高齢者向け優良賃貸住宅の供給　300万円

民間土地所有者、事業者を活用し、持ち家世帯でも入居できる緊急時対応サービスやバリアフリー化等、高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給を促進します。

●バリアフリー歩行空間の整備　2億2千992万2千円

交通バリアフリー法に基づき、基本構想と具体的な道路などの整備計画を策定します。また、歩道の整備や道路の修景、電柱・電線類の地中化を進めます。

●道路のアダプトシステム　71万1千円

町会、ボランティア、地元商店街や企業を中心とした団体と協定を結び、区とのパートナーシップにより、道路の緑化や維持管理を行います。

コミュニティ活性化事業の推進

●江戸開府400年記念事業　1億7千500万円

平成15年に迎える江戸開府400年に向け、各種計画の策定、事業の広報、プレイベントの実施などにより、気運を高めていきます。

◆町名由来板の設置　2億円

江戸開府400年を機会に姿を消した歴史的意義・由緒ある町名や現存する町名を含め、未来に残したい町名を選定し、由来板を設置します。

多面的・総合的な地域経済対策の推進

◆商店街通年割引事業　2億1千万円

区内の消費需要の拡大と商店街の振興を図るため、全世帯を対象として5％相当の通年割引チップを配布します。

●商工融資事業　3億8千513万9千円

区が実施してきた商工融資事業を中小企業センターへ移管し、経営相談・指導・融資・事後のフォローアップまでを一貫した融資体制で実施します。また、新たな融資項目として起業資金、事業転換・多角化資金、IT化対応資金を設定し支援を拡充します。

◆中小企業従業員育児休業助成　232万5千円

区内中小企業を対象として、事業主が雇用保険の育児休業給付を受ける従業員に、上乗せして賃金を支給する場合、その一部を助成します。

◆育児・介護休業者職場復帰支援　169万円

育児・介護休業中の従業員に対して、円滑な職場復帰ができるよう、職業能力の開発および向上に必要な措置を講じている区内中小事業主に、その経費の一部を助成します。

学校教育の充実

小学校建設（麹町小学校・幼稚園）　40億1千900万円

新しい時代に対応した教育活動の展開と、生涯学習施策にも対応した教育環境の充実を図るため、麹町小学校・幼稚園、番町出張所・区民館、ストックヤードを併設した（仮称）麹町二丁目公共施設が、平成15年2月に完成します。

◆基礎学力向上プラン　1千136万9千円

新学習指導要領の実施にあたり、基礎学力の向上を図るため、小学校で教科担任制を導入するなど、きめ細かな指導を行うとともに、効果を測るための学力達成度調査を行います。

◆中学校給食の実施　2億127万7千円

給食未実施の中学校3校で給食を実施します。既に実施している2校から新規に実施します。

●児童・家庭支援センターの充実　465万9千円

子どもと家庭に関わるあらゆる相談に対応し、適切な問題解決が図れるよう、児童・家庭支援センターの相談機能を充実します。

◆（仮称）千代田小学校学童クラブ　2千128万円

民設民営方式による学童クラブ事業を千代田小学校の教室を利用して開始します。学校と民間活力を活用し、利用者に多様なサービスの選択肢を提供し、子育てを支援します。

資源循環型都市の構築と環境対策の推進

●資源回収事業　2億7千995万1千円

「紙パック」と「発泡スチロールトレイ」について、拠点による収集方法に加えて、モデル地区での週一回の集積所回収を試行的に実施し、資源回収のあり方等を検討します。

◆生ごみリサイクルの推進　601万円

生ごみの減量・資源化を促進するため、給食・食堂設備のある区施設が率先して生ごみのリサイクルを推進します。

●庁有車の低公害車への切り替え　656万5千円

自動車交通等による大気汚染の改善を目的とし、区が庁有車を更新する際は、率先して低公害車に切り替え、環境負荷の低減を図ります。

区政の情報化と防災等

◆行政評価制度の導入　325万円

区が実施する事務事業と施策について、その目標と達成度、結果などの評価制度を導入し、成果重視による区政の効率化とサービスの向上を図り、区民満足度を高めます。

●備蓄倉庫の整備拡充　1千108万9千円

災害時に区民による避難所開設、運営が迅速にできるよう、小中学校に併設されている備蓄倉庫を、発災時に必要な資材がすべて整備されている自己完結型備蓄倉庫にしていきます（14年度4か所）。

平成14年度予算の主な事業

◆新規事業　●拡充事業

福祉施策の充実

●在宅サービス特別給付事業　3千389万1千円

介護保険の支給限度額に、複合型ホームヘルプサービス分を区独自に上乗せします。これにより、介護保険の居宅サービス（訪問入浴・通所デイサービスなど）の拡大が可能になり、サービスを上手に組み合わせて、施設と同じ程度の在宅サービスを受けることができます。

◆居宅介護サービス利用者負担軽減事業　475万1千円

認定を受けた生計困難な高齢者が、介護保険から排除されることがないよう、在宅サービス（全13種類）を利用する場合に、原則1割の利用者負担を区独自に3％に軽減します。

◆ぬくもりネットワーク　204万9千円

病弱者やひとり暮らし高齢者等が安心して在宅生活を営めるよう、地域の人々や関係機関と協力して、緊急時の対応はもとより、24時間の見守りと手助けの仕組みをつくります。

☆平成14年第1回区議会定例会で可決された議案は4月20日号でお知らせします☆

安全で快適な生活環境の整備のために

新条例の制定を検討

まちの生活環境について、吸い殻・空き缶のポイ捨てや路上の置き看板の放置等の苦情が多く寄せられています。区では、千代田区に関わるすべての人々が協力して、安全で快適な都市環境づくりに取り組むため、従来の「千代田区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」等を発展的に改め、新たな条例を策定する検討を進めています。このたび、その条例の骨子案を作成しました。皆さんのご意見をお寄せください。

問合せ　土木総務課

(仮称)安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例骨子案

[生活環境の阻害]
たばこの吸い殻、空き缶、ピンクチラシ、置き看板、のぼり旗、落書き

↓

新条例の制定

〈骨子案〉
- 区・区民等の責務
- 安全なまちづくり(防犯、交通安全など)
- 快適なまちづくり(公共の場所の清浄保持など)　←改善命令

・違法駐車等防止重点地区指定
・環境美化・浄化推進モデル地区指定
・路上禁煙地区指定
・生活環境の状況把握
・千代田区一斉清掃の日
・環境美化・協定

目　的

この条例は、千代田区のまちを危険で不快なものとする行為から守り、区民等がよりいっそう安全で快適に暮らせるまちをつくることを目的とします。

規制については、人権に十分配慮して運用していきます。

責　務

次のような責務を明確にします。

■区の責務
・具体的な諸施策を総合的に推進
・区民等への啓発
・生活環境整備の自主的な活動に対し、助言・協力等の支援
・関係行政機関と協力・連携

■区民等(在勤者等を含む)の責務
・安全で快適な生活を送るため、自主的に行動
・相互扶助、相互協力
・区および関係行政機関が実施する施策に協力

■事業者等の責務
・施設を清浄にする等
・従業員等への啓発
・区および関係行政機関が実施する施策に協力

■関係行政機関の責務
・区の安全で快適なまちづくりの諸施策に協力

安全なまちづくり

■安全環境の整備
・区は、犯罪の温床となる環境の除去改善に努めます。
・共同住宅、大規模店舗等については、建築主は、構造設備を整え、防犯および防災に配慮した施設とすることとします。

■交通の危険のないまちづくり
・区は、関係行政機関と協力して、路上での違法広告物、放置自転車等の除去に努めます。
・区は、違法駐車等防止重点地区を定め、必要な施策を実施します。

快適なまちづくり

■公共の場所の清浄保持
・公共の場所においては、次の①～④の行為を禁止します。
①みだりに吸い殻、空き缶等の廃棄物を捨てること。
②落書きをすること。
③置き看板、のぼり旗、貼り札等もしくは商品その他の物品を放置すること。
④みだりにチラシ、パンフレット等を配布すること。
・歩行中は喫煙しないこととします。
・犬や猫等の飼主はふんの放置等をしないこととします。

■土地建物等の占有者等の責務
土地、建物等の所有者、占有者または管理者は、その土地、建物等および周辺を清潔に保ち、地域の良好な生活環境を保全するよう努めることとします。

また、土地、建物または工作物に廃棄物が捨てられ、または落書きがされ、貼り札、チラシ等が放置されているため地域の良好な生活環境を損なう状況にあるときは、その廃棄物等を処理しなければなりません。

■公共の場所の管理者の責務
公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に適正に管理することとします。

■事業者のごみの散乱防止等に関する責務
・事業者は、ごみの散乱を防止することとします。
・事業者は、事業所およびその周辺、その他事業活動を行う地域において、環境美化活動に努めることとします。
・製造、加工、販売業者は、回収および資源化について必要な措置を講じるよう努めることとします。
・事業者は、空き缶、空き箱等の容器および包装もしくは袋の散乱防止について消費者の啓発を行い、適正な回収および資源化に努めることとします。
・土木工事、建築工事などの施行者は、土砂、がれき、廃材等が、道路その他の公共の場所に飛散し、または流出しないよう、適正に管理することとします。

■チラシの散乱等の防止
・屋外広告物を出し、チラシ等を配布しようとするときは、まちの美観および青少年の健全育成への影響に配慮することとします。
・公共の場所において、チラシ等を配布し、または配布させた者は、そのチラシ等が散乱した場合においては、回収し、清掃しなければならないこととします。

■健全な環境の確保
何人も、違法な性風俗営業など、善良な風俗を害し、青少年に悪影響を及ぼす活動を行わないようにしなければならず、また、これらの活動に資金や場所を提供したりしないように努めることとします。

■改善命令および公表
・区長は、生活環境を著しく害していると認められる者に対しては、期限を定めて必要な改善措置を命じることができます。
・区長は、命令を受けてこれに従わない者については、その事実を公表することができます。

生活環境整備の体制および活動

■(仮称)千代田区生活環境改善連絡協議会
区民等、事業者等および関係行政機関が安全で快適なまちづくりについて総合的に協議検討するため、区長を会長とする(仮称)千代田区生活環境改善連絡協議会を設置します。

■ボランティアの参加および協力
区は、環境の美化および浄化活動に関し、広くボランティアの参加および協力をお願いします。

■生活環境の状況の把握
区は、区内各地域の生活環境の状況を適切に把握し、速やかに改善します。

■千代田区一斉清掃の日
区、区民等および事業者等は一体となって、区の規則で定める「一斉清掃の日」を中心に、清掃活動等を行います。

■違法駐車等防止重点地区
区長は、違法駐車等が多く、区民等の安全で快適な生活環境の保持および一般交通に障害が認められる地域を、違法駐車等防止重点地区として指定し、広報および啓発活動や違法駐車等の防止活動の促進に努めます。

■環境美化・浄化推進モデル地区
区長は、環境美化・浄化推進モデル地区を指定します。
推進モデル地区内では、環境の美化および浄化の推進に関し、意識の啓発、区民等の自主的な組織づくりへの支援等を重点的に実施します。

■路上禁煙地区
区長は、特に必要があると認める地区を、終日または時間帯を限って、路上禁煙地区として指定します。
路上禁煙地区においては、路上喫煙および吸い殻を捨てる行為を禁止します。

■環境美化・浄化協定
・事業者等は、その活動する地区において環境美化・浄化に関して協定を締結するよう努めることとします。
・区は、協定の締結および認証、実行を支援します。

罰　則

■過料
次のいずれかについては、2万円以下の過料に処します。
①推進モデル地区内においてポイ捨て等により生活環境を著しく害している者(従業員が業務に関して行った場合、事業主にも科します)
②路上禁煙地区内で喫煙し、または吸い殻を捨てた者

■罰金
推進モデル地区内においてポイ捨て等により改善命令を受けて従わなかった者は、5万円以下の罰金に処します。
これについては、区長が告発します。

その他

区は、環境の美化または浄化への貢献に対し、顕彰を行います。

▼指定区域での禁止事項と区の対応措置

区域	禁止事項	区の対応措置
区内全域	・公共の場所での空き缶、吸い殻等のポイ捨て ・置き看板類の放置 ・チラシ、パンフレットの散乱 ・落書き ・犬猫のふん等の放置等 ・性風俗関係の営業	・著しい生活環境阻害に 改善命令 公表
美化・浄化推進モデル地区内	・公共の場所での空き缶、吸い殻等のポイ捨て ・置き看板類の放置 ・チラシ、パンフレットの散乱 ・落書き ・犬猫のふん等の放置等	・著しい生活環境阻害に 改善命令 公表 過料 ・改善命令違反に 罰金
路上禁煙地区内	・路上喫煙(歩行喫煙を含む) ・吸い殻のポイ捨て	過料

「子育てファミリー世帯等親元近居（きんきょ）助成」を実施！

協力　㈳東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部

親世帯と同居または近くに住むため、区内での住み替えや区外から区内へ住み替えをする子育て中の世帯や新婚世帯に、家賃等を助成します。

※社宅や公的住宅等への住み替えは該当しません。

対象　親世帯が10年以上区内に居住している次の条件を満たす方

・申請日現在、義務教育修了前の児童と同居し扶養している世帯、または、4月1日現在、婚姻後2年以内または年度内に婚姻を予定している世帯で、

・世帯の年間所得が表1の基準以下で、

・住み替え後の住宅が表2の基準を満たし、

・家賃を遅滞なく納入できる方。

※民間賃貸住宅に入居する場合は、㈳東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の仲介により、4月1日以降賃貸契約したもの。

※マイホーム購入または、親元など持ち家に入居する場合は、4月1日以降の住み替えであること。

助成額

▼賃貸住宅に入居する場合

・家賃助成　月額5万円

・子育て加算助成　児童を1人扶養＝月額1万円、児童を2人以上扶養＝月額2万円

・転居一時金　20万円（移転費用等がかかった場合）

▼マイホームを購入し、または親元など持ち家に入居する場合

・転居一時金　50万円以内（移転費用20万円、登記費用等各種手数料で30万円を限度として、これらの費用がかかった場合）

助成期間　最長5年間または下の子が18歳になる年度末までのいずれか短い期間

助成方法

・家賃助成＝区が直接家主に対し助成額を支払いますので、対象世帯の方は差額を家賃としてお支払いください。

・転居一時金＝対象世帯に直接助成します。

なお、マイホーム購入予定の方は「住宅資金融資あっせん制度」も利用できる場合があります。

問合せ　住宅課

▼相談から契約・助成までの流れ（民間賃貸住宅への住み替えの場合）

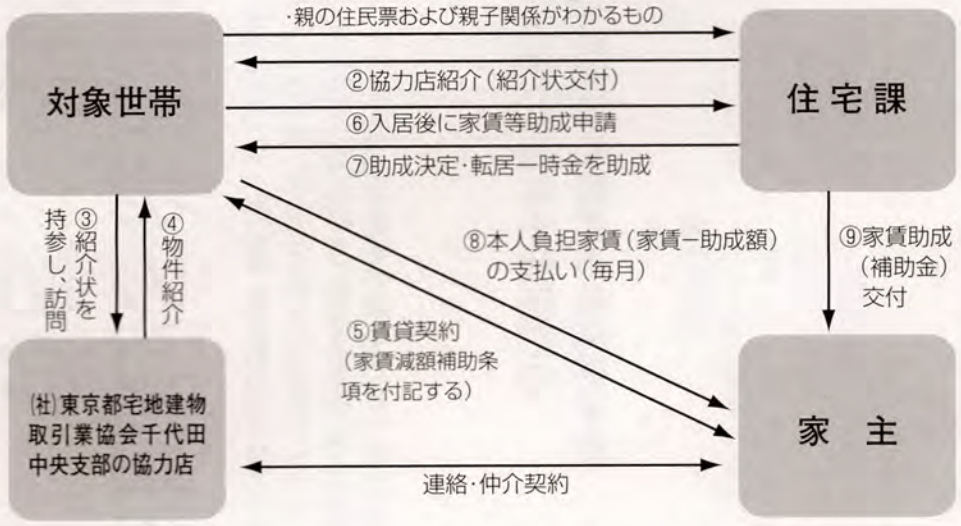

表1　世帯の年間所得の基準

世帯の人数	年間所得	世帯の人数	年間所得
2人	1,038万8,000円以下	4人	1,114万8,000円以下
3人	1,076万8,000円以下	世帯の人数1人増すごとに38万円加算	

表2　住み替え後の住宅の基準

住宅の種類	世帯人数による専用面積			費用負担
	2人	3人	4人以上	
民間賃貸住宅	39m²以上	50m²以上	56m²以上	家賃が月額25万円以下
マイホーム購入				購入価格が6,000万円以下
持ち家				―――

広報スタンド設置協力店募集

区の情報を、より多くの方が身近な場所で手に入れられるよう、区の広報紙「広報千代田」（毎月5日・20日発行）を30部程度置いていただける商店等を募集します。

※必要に応じて広報スタンド（卓上型）を用意します。

問合せ　広報広聴課

8月5日(月)から 住民基本台帳ネットワークシステムが稼働します

問合せ　戸籍住民課住民記録係

IT社会の進展に対応し、住民負担の軽減、住民サービスの向上と行政事務の効率化を推進するため、平成11年8月に住民基本台帳法の一部が改正されました。住民に関する一定の項目を各区市町村が管理するほか、8月5日から、地方公共団体の共同システムである住民基本台帳ネットワークシステムが稼働します。

住民基本台帳ネットワークシステムとは？

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）では、都道府県および指定情報処理機関（全国センター）が、各区市町村から集まる4項目「氏名・生年月日・性別・住所」と新たに付番される11けたの「住民票コード」（※1）、とその付随情報（※2）、の計6項目の住民情報を記録・保存します。この6項目の情報は本人確認情報として国の機関や都道府県・区市町村などの法律等で定められた事務のために提供されます。本人確認情報のやり取りは、専用の情報通信網で行います。

※1　平成14年8月5日以降に、区民の皆さんに通知します。

※2　氏名・生年月日・性別・住所・住民票コードの変更年月日、理由などの必要最小限の関連情報です。

本人確認情報を利用する事務	
給付に関するもの	恩給等の支給（恩給法等）
	共済年金の支給（国家公務員共済組合法等）
	戦傷病者遺族に係る遺族年金等の支給（戦傷病者戦没者遺族等授護法） 業務災害、通勤災害に関する保険給付（労働者災害補償保険法） 求職者給付等の支給（雇用保険法）
	児童扶養手当の支給（児童扶養手当法）
資格付与に関するもの	無線局の免許（電波法）
	不動産鑑定士・不動産鑑定士補の登録（不動産の鑑定評価に関する法律）
	宅地建物取引業の免許（宅地建物取引業法） 建築士の免許（建築士法）
	一般旅券の記載事項の訂正等（旅券法） 宅地建物取引主任者資格の登録（宅地建物取引業法）
	同一都道府県の区域内に住所を移した者の当該都道府県の選挙権確認（公職選挙法）

法律改正とネットワークシステムで変わること

▼8月以降

恩給等の受給や資格の登録などの各種行政手続きの際、住民票の写しなどの証明書の添付が不要となり、住基ネットを通じて情報を確認します。

本人確認情報を利用・提供する国・都道府県等の事務は法律で定められ、上表に掲げるもの等を予定しています。

▼平成15年8月以降

住民票の写しの広域交付や転出・転入の手続きが簡略化されます。

①住民基本台帳カード（以下「住基カード」）などを提示することにより、勤務先や通学先など全国どこの区市町村の窓口でも住民票の写しの交付が受けられるようになります。

※住基カードは、高度な安全確保機能を持つICカード（有料）です。本人の申請により区市町村の窓口で発行し、写真付きのカードを選択すると、身分証明書として利用できます。

②他の区市町村に引っ越しするときは、転出・転入の手続きをそれぞれの窓口で行う必要がありましたが、一定の事項を記入した転出届を転出した区市町村へ郵送し、引っ越し先の区市町村の窓口に住基カードを持参のうえ手続きするだけとなります。

住基ネットにおける個人情報の保護対策

住基ネットは、前例のない巨大なネットワークシステムです。大切な個人情報を取り扱うことから、その保護を最も重要な課題としており、次のとおり万全の対策をとります。

①住基ネットで管理する本人確認情報は、法律で規定された目的以外の利用を禁止します。

②区市町村長、都道府県知事および指定情報処理機関（全国センター）には、本人確認情報の保護について、責任体制の確立や漏えいの防止など、人的・物的に適切な措置を講じることを義務付けます。

③区市町村、都道府県および指定情報処理機関（情報の受領者である関係機関も含む）の関係職員には、秘密保持義務が課されます。

④本人確認情報の秘密保持義務に違反した者は、通常より重い罰則が科されます。

⑤民間会社などは、本人確認情報を利用することができません。

また、住民票コードの告知を要求したり、住民票コードを利用したデータベースを作成することを禁止します。

⑥理由を問わず、自分の住民票コードを変更することができます。

ふらっと区長室

区長が各出張所地区へお伺いし、皆さんから直接、区政に関する相談や提案をお聴きし、区政運営の参考とする「ふらっと区長室」が、2月13日に番町区民会館で開催されました。貴重なご意見を多数お寄せいただきましたので、以下にその一部を紹介するとともに、その後の区における検討状況・対応状況をお知らせします。

問合せ　広報広聴課

女性　**4月から四番町保育園の給食が民間委託になると聞いた。アンケートをとったら、過半数が現状維持を望んでいる。話をもらってからの期間があまりに短すぎるので、4月の民間委託は見送ってほしい。**

区長　他区の例もあり、民間委託でも十分に皆さんの期待にこたえられると考えている。今、代表の方々と民間委託の仕様を詰めている。民間が悪いといわれるのであれば、それはそうではないと思う。不安であるという議論があるのは把握している。決定過程では皆さんのご意見をよく聴きたい。

【その後の検討状況・対応状況】

2月19日開催の四番町保育園調理委託仕様検討会において、4月1日開始を想定した給食調理業務委託関係のスケジュール等について説明した。また、他区の調理委託実施園の視察を行うとともに、検討会および選定委員会のメンバーによる「試食会」を開催し、そのうえで、3月5日の選定委員会での審議に基づき、受託業者を内定した。

女性　**学童クラブの有料化に関して、ひとり親家庭とか2子目の減額措置は考えているか。**

区長　保育料と同じような減額措置を考えている。

男性　**区長は新しいことに次々に着手されているが、施策の大原則は何か教えてもらいたい。各施策を貫徹される覚悟はあるか。**

区長　千代田区は一つの経営体である。経営体である以上、努力しなければならない。最後は誰も助けてくれない。不退転の決意で取り組む。

男性　**各戸に1万円相当のお買い物チップを配布する事業を行うようだが、住んでいる方だけでなく、昼間区民にも配布してはどうか。**

区長　町には不況感が強いため、何としても需要を喚起していきたい。第一には、やはり区民を対象に始めていきたい。

女性　**一番町区民集会室の食器や調理器が古く使いづらい。また、まな板等の整理整頓ができていない。誰でも使えるようにしてもらいたい。**

区長　他の利用者の意向もあると思うので調査したい。

【その後の検討状況・対応状況】

オーブンと給湯器については、平成14年度に買い替える予定である。皿やカップなどについては、スペースのキャパシティや他の利用団体等の問題もあるが、要望に応えられる部分については対処していく。

女性　**小学校・保育園・幼稚園に掲示板を設置して、年間予定・行事・学校運営連絡会報告・施設開放情報等を掲示してほしいとお願いしたら、予算が無いのでできないと言われた。**

区長　予算がないから掲示板を付けられないというのはおかしい。掲示板を付けるなら、PTAを含めて議論しなくてはならない。1人の要望ではだめである。教育委員会には話をしておく。

【その後の検討状況・対応状況】

学校・幼稚園は、地域コミュニティの核として地域に「開かれた学校」を目指している。一方で、昨年の痛ましい池田小事件の教訓から、区では学校運営にあたり、児童・生徒・園児の安全確保を最優先に対策を講じてきた。ご要望の「掲示板の設置」については、学校等の安全を担保する内容で、各学校の実情に合わせ、また、予算の執行状況を勘案しながら、何らかの形で設置するよう検討していく。

男性　**乳児健診の時間が30分短くなってしまった。また、大変待たされる。民間医療機関で受けられるようにしたり、午前中に受けられるようにしてほしい。**

区長　持ち帰って調査したい。

【その後の検討状況・対応状況】

乳児健診については来年度からは30分早め午後1時からのスタートにして、受付時間を延長したい。待ち時間については、創意工夫して、少しでも短くするよう努力したい。医療機関では保健所で行っているメニューで健診を行うことは難しい。また、乳幼児健診では専門医が必要であり、午前中の専門医の確保が難しい。専門医以外の部分については健診時間以外でもできるように検討したい。

女性　**保育園の待機児童がゼロにならない。入園を申込むと、点数化して入園者を決めていくというが、それを公開してほしい。待機児童が何人いるかも公開してほしい。**

区長　点数の公表については持ち帰り検討したい。待機児童解消に向けて、仕組みを抜本的に変えるつもりだ。民間はもっと柔軟にやっている。職員はゼロ歳児3人に1人と決まっているが、弾力条項を導入して柔軟に対応させる。

【その後の検討状況・対応状況】

点数は、お問い合わせいただければ、ご本人分についてはお教えすることは可能である。ただし、他の方の点数等については、プライバシーに関わる配慮も必要であり現時点では難しい。待機児童数については、現在でもお問い合わせいただければ、お答えしている。待機児童解消については、平成15年度の具体化に向けて検討していきたい。

男性　**行政マンが働かなかったり、間違った情報を流すようであれば問題である。人事をどうすべきか。**

区長　信賞必罰でやりたいが、今の仕組みはそうなっていない。評価が給与に跳ね返るようにしなければいけない。23区の仕組みで今はできないが、これを壊していきたい。

男性　**番町中央通り裏に住んでいる。私のところは住居地域だが、13階建てのマンションが近くの商業地域に建つ。住居地域の人間が住居環境を保持できず、商業地域に建つマンションが住居環境を持つというのはおかしくないか。道路が広がると、いずれ法律違反になる。その建築確認は民間が行っているが、都市計画課の方に中に入っていただいている。区のご尽力で、共同開発の提案もいただく予定である。**

区長　共同開発の話になった際には、区の方で資金的サポートができるかもしれない。都市計画により、今後違反になるという建築物は結構あり、制度的に矛盾がある。役所は仲立ちや紛争の調停はできるが、両者がテーブルに付くことが前提となる。仕組みとしては、地区計画というものがあるが、おおかたの合意がなければならない。

男性　**六番町奇数番地地区計画は、以前、住民説明会まで行われた。今は野ざらしになってしまっている。ぜひ進めてほしい。**

区長　持ち帰って調査したい。

【その後の検討状況・対応状況】

六番町奇数番地の地区計画については、これまで、地域の意見等を踏まえ、街づくり推進公社が案を提示してきたが、地元の総意として計画内容がまとまっていない。また、地区計画案の早期実現を求める陳情と、白紙撤回・見直しを求める陳情の相反する意見が、区議会へ提出され継続審議となっている。地区計画は、地域の特性に応じたまちづくりのルールとして、住民の一定の合意に基づき定めていくことが基本であるため、これまで区および公社では、陳情提出者(三者)が一堂に会し、話し合う機会が持てないか、その働きかけに努めてきたところであるが、現時点では、それぞれの主張や考え方が相反し、その場が持てない状況となっている。今後、本地区のまちづくりの課題や将来像などについて、三者が共通の認識を持つための意見交換の機会を設けることができないか、引き続き、その調整に努めていきたい。

女性　**少子化の時代、子どもは貴重な存在である。建築中の麹町小学校の日照は、食べ物と同様、大切なことである。南側に建つマンションの件を、何とか区で解決してほしい。**

区長　麹町小学校の日照については憂慮している。何としても業者側がテーブルにつくよう精力的な働きかけをしているが、難渋している。

女性　**番町地区全体の景観やスカイラインを検討する勉強会を、区のコーディネートで設立してもらいたい。**

区長　街づくり推進公社はそのような機能をもっている。ただ、皆さんの議論に対する支援はできるが、区民の意見はさまざまであり、初めから区で働きかけることは難しい。行政リード型でやると反発が大きい。

女性　**今までは企業寄りでまちづくりが進められてきたと思う。これからは人を中心としたまちづくりが必要であると思う。ボランティアを長年やっているが、区長は今後どのような福祉を進めようと考えているのか。**

区長　従来は福祉というのは特定の人に施しを与えるような考えで行われていたが、今は違う。生活必需品となっている。できれば身近なところで受けられるというのが基本であると思う。就任直後、障害者への配慮が一番遅れていると感じた。福祉作業所の状況がひどく、即、改善するよう指示した。今後は親なき後の対応を含めた障害者施設を区内に造る予定である。

区は高齢化が進んでおり、ひとり暮らしのお年寄りを見守り、サポートをしなければならない。民生委員だけでなく、いろいろな人の協力が必要である。話し相手となるピアカウンセラーも設けたい。また、淡路町に特別養護老人ホームを造るが、一方、施設介護と在宅介護の格差を埋める仕組みも作る。そして、施設へのボランティアの入り方が少ないと思われるので、もっと入っていただくような仕組みも作っていく予定である。

男性　**大正8年11月20日、永田町小学校の生徒が玉川上水に落ちて、それを助けた教員が殉職した。その記念碑が井の頭公園近くにある。区として、教育的立場から、慰霊祭等をやっていただきたい。**

区長　了解した。

【その後の検討状況・対応状況】

2月21日に現地調査を行った。松本訓導の記念碑については、教育広報紙「かけはし」第53号に掲載し、広く区民へPRした。また、学校を通じて教員や生徒、児童にも知らせていく。

男性　**知的障害者の親なき後対策は、役所に頼るのではなく、親御さんが自分たちでグループホーム等を運営すべきだと思う。**

区長　言わんとしていることは分かる。今の福祉作業所の施設設備は明らかにワースト1なので、区としての緊急対応を行った。なかなか実現しないので、あきらめの境地で自主性が発揮できなかったのかもしれない。

【その後の検討状況・対応状況】

昨年暮れに、保護者会の代表の方々から要望書をいただいた際、区としてやるべきことはしっかりやるが、何もかも区がやるというわけにはいかない、施設整備についても民営方式を考えているとお伝えした。他区のように保護者の会が運営する方法も考えられる。最近、小規模作業所も国の補助対象になったり、都の「暮らしの福祉インフラ緊急整備事業」など新しい制度もできた。区は、こうした情報を提供するなどして、保護者の方々にも力を付けていただこうと考えている。

中小企業経営者の方へ

商工融資のご案内

景気低迷による厳しい経営環境を踏まえ、執行体制の一部変更や新たな資金を創設するなど、制度のより一層の充実を図りました。

執行体制の変更

中小企業者の利便性の向上と効果的な融資事業の展開を図るため、従来、区役所で行っていた融資事務の一部（受付・審査・あっせん等）を㈶ちよだ中小企業センターへ移管します。

このため、申込みの受け付けなどの取り扱いが、次のとおり変更になりますのでご注意ください。

申込み

・4月19日㈮まで＝区役所3階で受け付けます。

・4月22日㈪から＝㈶ちよだ中小企業センター融資課（〒101－0054神田錦町3－21☎3233－1464）で受け付けます。

商工融資の概要

中小企業を経営している方を対象に、事業に必要な運転資金や設備資金を指定金融機関にあっせんしています。融資が決定すると、利子補給や、一部の資金についての信用保証料の補助を行いますので、一般の融資より低利で有利な融資を受けることができます。

融資内容　上表のとおり

対象　次の条件を満たす方

①区内に営業の本拠または事務所・営業所（個人の場合）があり、1年以上同一場所で同一事業を営んでいて、

②最近1年間の事業税または住民税を完納し、

③東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方。

▼商工融資

資金名	資金使途	融資限度額	名目融資利率	利子補給率	本人負担率	融資期間
営業資金	買掛金決済などの事業経営上必要な資金	900万円（1,000万円）	年2.2%以下	0.7%	1.5%以下	5年以内（据置期間6か月を含む）
設備資金	店舗の改修・機械等の設置などの資金	1,100万円（1,200万円）		0.7%	1.5%以下	6年以内（据置期間6か月を含む）
小規模企業特別資金	上記の営業・設備資金いずれか一方の用途	450万円（500万円）		1.9%	0.3%以下	4年以内（据置期間4か月を含む）
新 起業資金	創業するための資金	1,000万円		1.0%	1.2%以下	6年以内（据置期間12か月を含む）
新 事業転換・多角化資金	事業の転換または多角化するための資金	1,000万円		1.2%	1.0%以下	6年以内（据置期間12か月を含む）
新 事業転換・多角化資金（小規模企業）	事業の転換または多角化するための資金	500万円		2.0%	0.2%以下	5年以内（据置期間6か月を含む）
新 IT化対応資金	IT化に向けたビル改修、OA機器活用のための資金	1,000万円		1.2%	1.0%以下	6年以内（据置期間6か月を含む）
団体資金	共同事業・設備のための資金	3,000万円		0.7%	1.5%以下	5年以内（据置期間6か月を含む）
食品小売業特別資金	食品小売業を営む方が利用できる運転資金	500万円		2.0%	0.2%以下	4年以内（据置期間4か月を含む）
経営環境対策店舗改修特別資金	地域開発などの経営環境に対応する店舗改修資金	500万円		2.0%	0.2%以下	5年以内（据置期間6か月を含む）

※融資限度額のうち（　）内は代表者が区内在住の場合。
※業種、資金使途等によっては利子補給率が特例措置になる場合があります。

税金

■平成14年度の固定資産課税台帳が縦覧できます

とき　4月23日㈫まで（日曜日を除く）の午前9時～午後5時

場所　固定資産の所在する区域の都税事務所

縦覧できる方

・所有者本人の場合　運転免許証や健康保険証、納税通知書等、本人であることが確認できるものを持参してください。

・代理人の場合　委任状等と代理人本人であることが確認できるものを持参してください。

※固定資産税・都市計画税の納税通知書は6月3日㈪に発送します。第1期の納期限は7月1日㈫です。

問合せ　千代田都税事務所　☎3252－7141

表彰された優良従業員の方々

3月27日に千代田区中小企業センターで、区内の事業所にお勤めの104名の方が、優良従業員として表彰されました。

問合せ　商工振興課商工観光係

日本ケミカル商事㈱　高木信敬
㈱山水樓　渋谷襄
経団連会館並木歯科　小幡知佐子
シンコー㈱　田中孝廣
千代田建物管理㈱　長山吉男
千代田建物管理㈱　浅沼司一
㈱日比谷シティ　小松敬明
㈱日比谷シティ　古谷斎
有楽町ビル岡デンタルクリニック　森岡直子
東京音楽文化協会　井上喜章
レストラン　レバンテ　飯島徹也
霞が関ティー・エイチ・シィ㈱　齋藤榮彌
医療法人茂恵会　半蔵門病院　時佐拓雄
医療法人茂恵会　半蔵門病院　前田則子
医療法人茂恵会　半蔵門病院　藤田由貴子
あいいち　山田優子
あいいち　木村ギン子
大山歯科手塚順子
㈱相模屋平助商店　本郷嘉明
㈱　秋山須貝正一
㈱朝日写真ニュース社　坂西直樹
㈱朝日写真ニュース社　池山幹夫
㈱朝日写真ニュース社　植木博文
川村匹野会計事務所　佐藤恵子
㈲エバーカンパニー　高橋欣伸
資紙業㈱　飯塚浩
資紙業㈱　菅原和彦
資紙業㈱　藤本正見
資紙業㈱　川村俊夫
資紙業㈱　日澤達得
新村印刷㈱　渡辺哲雄
新村印刷㈱　横田雅臣
新村印刷㈱　佐藤功
新村印刷㈱　大久保治
勝村会計事務所　和田弘子
勝村会計事務所　野中泉
勝村会計事務所　島山ふみ子
勝村会計事務所　岩渕孝弘
日本ペンダーネット㈱　本田奈緒子
ジャパンスナールスインターナショナル㈱　山本武志

ジャパンスナールスインターナショナル㈱　杉山一江
㈱　吉炉奈良てさ子
ジャパンスナールスインターナショナル㈱　塩野平男
出版輸送㈱　岩崎威
出版輸送㈱　大房正樹
出版輸送㈱　池田勝
菱東産業㈱　柏戸敬博
㈱クリエイト　矢崎克彦
㈱クリエイト　中村典之
㈱クリエイト　松沢重文
㈱クリエイト　水嶋良
㈱クリエイト　小林三津則
東栄端子㈱　石田哲也
中央通運㈱　舌野満
㈱クリエイト　石井靖二
㈱学士会館精養軒　山本忠男
㈱学士会館精養軒　石井敏勝
㈱　草土舎　竹本功
中外徹章㈱　田中麻里子
岩崎電気工事㈱　廣田美孝
岩崎電気工事㈱　上野友久
㈱コルネットディーシー　佐藤徹
㈱コルネットディーシー　谷口三永子
㈱栃木屋　小見真奈美
㈱栃木屋　片岡かおり
㈱栃木屋　森下史章
㈱栃木屋　新井秀洋
㈱栃木屋　村田勝
㈱栃木屋　染谷哲生
㈱栃木屋　関口真
西武産業㈱　日色一夫
㈱城口研究所　石田健司
㈱城口研究所　田口秀行
日月警備保障㈱　木原正人
日月警備保障㈱　佐藤勝也
東洋計測器㈱　大野裕司
東洋計測器㈱　大山一範
㈱ナカウラ商事　丸山孝

増成織ネーム㈱　前田昌宏
宝田無線電機㈱　植村陽
㈲八大商事　晴山久美子
ホロン㈱　先山隆夫
ホロン㈱　市川勉
サンタックス㈱　田中矢須男
日通不動産㈱　ナビック喜多斎仁
日通不動産㈱　大塚敦
ミハラカーボン㈱　佐藤礼子
日通不動産㈱　牧野智恒
㈱　内田山田均
㈱　内田竹内敏
㈱小鍛冶　加藤智大
㈱関東機械センター　小林三津則
神田天ふね　星野伸之
安井食品㈱　鈴木明美

（敬称略）

区の条例、規則などをホームページでご覧いただけます

区の条例や規則などがわかる例規集検索メニューをホームページに追加しました。申請書などの様式もダウンロードしてご利用いただけます。

問合せ　企画総務課文書係

政治家の寄付の禁止等

政治家の寄付の禁止　政治家（候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者）が、自分の選挙区内にある者に対して、金品を寄付することは法律で禁止されています。

選挙を明るくきれいなものにするために、日ごろから私たち一人ひとりが自覚して、違法な寄付を無くすように心がけましょう。

政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止　有権者が、政治家に対して寄付を求めたり、金品を受け取ることは法律で禁止されています。

問合せ　選挙管理委員会事務局

東京駅周辺

都市計画案の縦覧

次の都市計画案を縦覧できます。

また、住民および利害関係人の方は、縦覧期間内に区長および都知事あてに意見書を提出することができます。

都市計画の内容

▼区決定

①丸の内・有楽町地区地区計画の変更

②八重洲交通広場の決定

③東京駅南部通路線の決定

④八重洲駐車場の変更

⑤東京駅付近地下道1、2、3号線の変更

▼東京都決定

⑥補助線街路96、97、98号線の変更等

⑦用途地域の変更（容積率の変更および特例容積率適用区域の指定）

縦覧期間 4月17日㈬～5月1日㈬（土・日・祝日を除く）の午前9時～午後5時

縦覧場所 ㊐都市計画課、⑥⑦については、㊘都市計画局総務部都市計画課で縦覧できます。

意見書の提出先 縦覧期間中に住所、氏名（ふりがな）、対象事業の名称、意見を書いて、①～⑤＝㊐都市計画課（〒102－0074九段南1－6－17千代田会館2階）、⑥⑦＝㊘都市計画局総務部都市計画課（〒163－8001新宿区西新宿2－8－1都庁第2本庁舎21階）へ。

説明会 4月22日㈪午後6時30分～、新丸コンファレンススクエア大会議室（丸の内1－5－1新丸ビル地下1階）で、都市計画案の内容について説明会を行います。

問合せ ①～⑤＝㊐都市計画課、⑥＝㊘都市基盤部街路計画課☎5388－3292、⑦＝㊘都市づくり政策部土地利用計画課☎5388－3262

都市計画の変更・決定

3月25日に次の都市計画が変更・決定されました。

▼区決定

秋葉原駅付近地区地区計画の変更

・地区整備計画区域の記載事項の変更・追加等

・区域の変更なし

飯田橋二・三丁目地区地区計画の変更

・地区整備計画区域の追加等

・区域の変更なし

中神田中央地区地区計画の決定

・都市計画を定める区域＝神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田鍛冶町三丁目および神田須田町一丁目各地内

※都市計画の内容は都市計画課（九段南1－6－17千代田会館2階）で縦覧できます。

問合せ 都市計画課都市計画係

地域コミュニティの拠点に

和泉橋出張所・区民館が4月21日㈰に移転

和泉橋出張所・区民館（神田岩本町15）が、4月21日㈰に新庁舎（神田佐久間町1－11－7）に移転します。

新庁舎は、高齢者や障害者の方にも使いやすいバリアフリーの設計となっています。

また、調理器具を備えた多目的に利用できる集会室も設けました。

皆さんのご利用をお待ちしています。

※新庁舎での窓口業務は、4月22日㈪から行います。

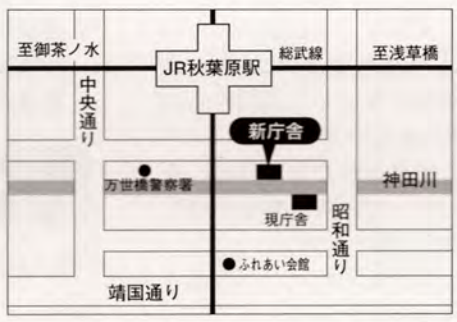

問合せ 和泉橋出張所☎3253－4931

千代田区都市計画審議会委員の募集

この審議会では、主に区が決定する都市計画や、都に提出する都市計画についての意見などを審議していただきます。

区のまちづくりに関心があり、住み暮らしているまちを大切にしていこうという方のご応募をお待ちしています。

対象 区内在住の男女各1名（選考）

任期 6月1日㈰から2年間

申込み 5月7日㈫までに郵送で、必要事項（9面記入例参照）に、応募の動機、日ごろまちづくりについて考えていること（800字以内）に添えて、都市計画課（〒102－0074九段南1－6－17千代田会館2階）へ。

春の地域教養講座

各区民（会）館等で「春の地域教養講座」を開催します。趣味に仲間づくりに、奮ってご参加ください。

科目・会場など 下表のとおり

対象 16歳以上の区内在住・在勤・在学者

受講期間 毎週同じ曜日で、計8回

費用 2千円（受講料）と教材費（科目により異なります）

申込み 4月23日㈫（必着）までに、各出張所、区立施設にある専用ハガキまたは往復ハガキ（9面記入例参照）に受講経験の有無を追記して、郵送または直接希望の科目を担当する出張所へ。

※定員を超えた場合は抽選（区内在住の初心者優先）。抽選結果は、当選・落選を問わず4月26日㈮以降にお知らせします。

また、5月2日㈭から定員に満たない科目の受け付けをします。落選した方、2科目以上の受講を希望する方は電話または直接、科目を担当する出張所へ。

※一時保育（保育料一部負担）を行う会場もあります。

▼春の地域教養講座　科目・会場など

科目	会場（区民会館・区民館）	曜日	時間帯	定員	開講日	申込み・問合せ
英会話	一番町	月	午後	14名	5月13日	番町出張所（麹町2－14 ☎3263－3831）
エッグアート		火	午後	15名	5月14日	
シルバーアクセサリー（銀粘土）		水	午後	15名	5月15日	
パッチワーク	番町	金	午前	15名	5月17日	
健康料理教室	富士見	月	午前	20名	5月13日	富士見出張所（富士見1－6－7 ☎3263－3841）
基礎英会話		火	夜間	25名	5月14日	
手話入門		木	夜間	25名	5月16日	
ヨーガ		金	午前	30名	5月17日	
編物入門	神保町	月	午後	20名	5月13日	神保町出張所（神田神保町2－40☎3263－0741）
フラワーアレンジメント		火	午前	16名	5月14日	
陶芸		水	午後	25名	5月15日	
レッツシェイプ		木	午前	15名	5月16日	
ペン習字	神田公園	月	午後	30名	5月13日	神田公園出張所（神田司町2－2 ☎3252－7691）
料理	内神田	火	午後	20名	5月14日	
着付	神田公園	水	午後	15名	5月15日	
江戸流手打そば	内神田	木	夜間	12名	5月16日	
手づくりパン	万世橋	月	午前	16名	5月13日	万世橋出張所（外神田1－1－11☎3251－4691）
色えんぴつ画		月	夜間	25名	5月13日	
陽気にイタリアン		火	夜間	20名	5月14日	
フラワーアレンジメント		水	午前	16名	5月15日	
初心者のための電子ピアノ教室	和泉橋	火	午前	11名	5月14日	和泉橋出張所（神田岩本町15 ☎3253－4931）※和泉橋出張所・区民館は4月21日（日）から神田佐久間町1－11－7に移転
アート太巻き祭りずし		水	午後	20名	5月15日	
押し花アート		水	夜間	15名	5月15日	
やさしい和洋菓子づくり		木	午後	20名	5月16日	

※午前＝午前10時～正午、午後＝午後1時30分～3時30分、夜間＝午後6時30分～8時30分。各科目の内容、用意するものは、各出張所にあるチラシをご覧ください。

保健　千代田保健所　〒101-0054 神田錦町3-10
千代田保健所麹町庁舎　〒102-0093 平河町2-7-4

■春期ポリオ予防接種

とき・会場　千代田保健所＝4月10日㈬、5月22日㈬、麹町庁舎＝4月23日㈫、6月11日㈫、いずれも午後1時30分～2時50分

問合せ　健康推進課保健予防係　☎3291−3654

■飼い犬の登録と狂犬病予防注射

とき・会場　下表のとおり

費用　1頭につき、登録料＝3,000円、注射済票＝550円、予防注射＝3,000円

※会場に来られない方は、動物病院で予防注射を受けた後、保健所または出張所で注射済票の交付と登録を済ませてください。なお、生涯登録済みの場合は、登録の必要はありません。

問合せ　生活衛生課生活衛生係　☎3291−3641

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

とき	会場
4月16日㈫	番町出張所（麹町2−14）
4月17日㈬	千代田動物病院（飯田橋4−3−4東京大神宮隣）
4月18日㈭	和泉橋出張所（神田岩本町15）
4月19日㈮	千代田保健所（神田錦町3−10）

※いずれも午後2時～3時

福　祉

■満65歳以上の希望者に敬老入浴券をお送りしました

2月に行った調査で希望した方に、公衆浴場を無料で利用できる「敬老入浴券（月4枚、年間48枚）」を3月末にお送りしました。

これから65歳になる方（昭和12年5月2日から昭和13年4月1日までに生まれた方）には、誕生月の前月に希望調査のハガキをお送りします。

また、最近転入した65歳以上の方で希望する場合は、お申し出ください。

※敬老入浴券は、ご本人以外は利用できません。

問合せ　高齢者福祉課高齢者福祉係

■日帰りステイサービスを開始

介護者の急な用事・通院・地域活動への参加などで、一時的に介護が受けられない高齢者の方を対象に、介護保険外で利用できる日帰りステイサービスを開始しました。

とき　月～土曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後4時

費用　1回500円（食事・オムツ代が別途かかります）

※送迎サービスはありません。

会場・問合せ　西神田高齢者在宅サービスセンター（西神田1−3−4☎5282−3715）

■在宅サービス特別給付事業を開始

要介護認定を受けた方（非該当になった方を含む）のうち、介護保険サービスだけでは日常生活に支障のある方に対して、訪問介護（ホームヘルプ）サービスを提供します。

対象　ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、または援助者の疾病・就労・長期不在等により周囲からの援助を得られない方

※非該当と認定された方以外は、介護保険のサービス限度額をすべて使用した方に限ります。

※原則として区内でサービス提供を受ける方に限ります。

利用限度時間数等　下表のとおり

費用　原則としてかかった費用の1割

問合せ　在宅サービス課ホームヘルプ係☎3221−1314

利用限度時間数等

区分	利用限度時間数	サービス区分
非該当	週2時間以内	家事援助サービス
要支援～要介護2		家事援助または複合型サービス
要介護3	週4時間以内	複合型サービス
要介護4	週6時間以内	
要介護5	週9時間以内	

介護保険

■介護等が必要な方は、認定申請を！

高齢などの理由で買い物や調理などにお困りの方や、痴ほうや寝たきりの方がいて介護を必要とするときは、要介護または要支援の認定を受けることにより、介護保険のサービスが利用できます。

認定申請はどなたでもできます。ご家族またはご近所の方が介護でお困りのときは、お気軽にご相談ください。

また、すでに認定を受けている方で、認定の有効期限が4月末または5月末で満了となる方は、お早めに更新の手続きをしてください。

問合せ　介護保険課認定係

■4月から介護保険在宅サービスの利用者負担額を軽減します！

区では、生計困難な方が適切なサービスが受けられないことがないよう、介護保険在宅サービスの利用者負担額を軽減します。

利用者負担額の軽減を受けるためには、軽減認定申請が必要です。手続き方法など詳しくはお問い合わせください。

対象　次の要件を満たす要支援・要介護認定を受けた方

・住民税非課税世帯
・世帯の実収入が、基準収入額（月額10万5,000円、世帯員が1人増すごとに5万円を加えた額）以下
・預貯金が基準収入額の6か月分以下
・保険料滞納による給付制限を受けていないなど

軽減内容　介護サービス費用の利用者負担として支払った額の70％を支給します。

対象となる介護保険在宅サービス

・訪問入浴介護
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導
・通所介護
・通所リハビリテーション
・短期入所生活介護
・短期入所療養介護
・痴ほう対応型共同生活介護
・特定施設入所者生活介護
・福祉用具貸与
・福祉用具購入費
・住宅改修費

※訪問介護については、別途軽減を実施しているので除きます。また、ケアプランの作成は、利用者負担がありません。

問合せ　介護保険課給付係

■介護保険料の通知書をお送りします

65歳以上の介護保険被保険者の方へ介護保険料の通知書をお送りします。

この通知書の保険料は、平成14年度の住民税が未確定のため、仮計算による額です。

介護保険料　被保険者本人の合計所得金額および同一世帯の方の住民税課税状況により5段階に分かれています（下表1のとおり）。

仮算定・仮徴収

▶普通徴収の方（納付書・口座振替の方）　下表2のとおり

平成13年度住民税を基に仮に計算した額（仮算定）の通知書と納付書（4～6月分）をお送りします。口座振替の方は通知書のみとなります。

▶特別徴収の方（年金から差し引かれている方）　下表3のとおり

仮徴収の額をお知らせします。4月・6月・8月に年金から差し引かれる保険料は、平成14年2月と同額です。

保険料の本決定　6月以降に確定する平成14年度住民税を基に新たに計算し、保険料を決定します。通知書は7月にお送りします。

保険料の減免・軽減制度　災害や失業などで一時的に生活が苦しくなり、保険料や利用料を負担することができなくなった時は、保険料の徴収猶予や保険料・利用料の減免が受けられます。また、世帯全員が住民税非課税で生活困窮のため保険料が支払えない方には、保険料の軽減制度があります。

問合せ　介護保険課保険料係

表1　各段階の保険料額（年額）

段階	対象	平成14年度
第1段階	老齢福祉年金を受給していて世帯全員が住民税非課税、または生活保護を受けている方	基準額×0.5 年額18,100円（月額約1,500円）
第2段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階以外の方	基準額×0.75 年額27,100円（月額約2,200円）
第3段階	被保険者本人の住民税が非課税の方	基準額 年額36,200円（月額約3,000円）
第4段階	被保険者本人の住民税が課税されていて、合計所得金額が250万円未満の方	基準額×1.25 年額45,200円（月額約3,700円）
第5段階	被保険者本人の住民税が課税されていて、合計所得金額が250万円以上の方	基準額×1.5 年額54,300円（月額約4,500円）

※端数の関係から、月額はこのとおりにならない場合があります。

表2　普通徴収（納付書・口座振替の方）

平成13年度	平成14年度											
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定	仮算定			本算定 平成13年中の所得により算定した保険料から仮算定分を除いた額を納めます（7月～平成15年3月）。								

└ 平成12年中の所得により仮算定した保険料を納めます（4～6月）。

表3　特別徴収（年金から差し引かれている方）

平成13年度	平成14年度					
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収	仮徴収 平成13年度2月の保険料と同額が年金から差し引かれます（4月・6月・8月）。			本徴収 平成13年中の所得により算定した保険料から仮徴収分を除いた額が年金から差し引かれます（10月・12月・平成15年2月）。		

※4月・6月・8月の保険料は、平成13年度2月（平成14年2月）の保険料と同額です。

区役所の代表電話番号

☎ 3264−2111

～おかけまちがいのないようご注意ください～

問合せ　経理課管財係

文化学習・スポーツ

文化学習スポーツ課(九段社会教育会館内)
〒102－0074 九段南1－5－10　☎3234－2841
総合体育館
〒101－0047 内神田2－1－8　☎3256－8444

4月1日から、生涯学習振興課の一部とスポーツ振興課が統合され、文化学習スポーツ課になりました。

文化学習

■神田川船の会

船に乗り、水面から東京のまち巡りをしませんか？

とき　5月4日㈯

・午前の部＝午前9時～11時50分(予定)

・午後の部＝午後0時50分～3時40分(予定)

集合場所　東京水辺ライン両国発着所(JR両国駅西口両国国技館前)

コース　隅田川～神田川～日本橋川～隅田川

※天候・潮の満干により変更する場合があります。

対象　区内在住・在学の小学校1年～6年生(保護者同伴)、各部23組46名(抽選)

費用　1組3,300円

企画・運営　東京YMCA国際奉仕センター、神田川船の会実行委員会

申込み　4月17日㈬(必着)までに往復ハガキ(記入例参照)に希望の部、保護者の氏名(ふりがな)・年齢を追記し、文化学習スポーツ課へ。

■東京家政学院短期大学公開講座「パソコン初めてでも大丈夫!!インターネットしてみませんか」

とき　5月11日・18日・25日、いずれも土曜日の午後2時～4時

会場　東京家政学院短期大学三番町校舎1号館(三番町22)

対象　50歳以上の区内在住・在勤者25名(抽選)

講師　土屋富雄氏（東京家政学院短期大学教授）

費用　1,100円(テキスト代)

申込み　4月15日㈪～26日㈮(必着)の間に往復ハガキ(記入例参照)で、東京家政学院短期大学「公開講座」係(〒102－8341三番町22☎3262－2640）へ。

スポーツ

■ヤマベ釣り大会

とき　5月12日㈰午前6時、JR秋葉原駅電気街口広場集合・出発(雨天決行)

場所　神奈川県酒匂川水系

対象　区内在住・在勤者90名(申込順)

費用　4,500円(往復バス代、入漁料等)

※エサ・弁当は各自持参

運営　千代田区釣友連盟

申込み　4月26日㈮までに、電話で千代田区釣友連盟・矢島陸雄☎3239－2156へ。

■水泳講習会

とき　5月22日㈬・24日㈮・27日㈪・29日㈬・31日㈮の計5回、いずれも午後6時30分～8時

会場　総合体育館

対象　区内在住・在勤者80名(抽選)

指導　千代田区水泳連盟

費用　2,400円(帽子代含む)

申込み　4月25日㈭(必着)までに往復ハガキ(記入例参照)にレベル区分を追記し、総合体育館へ。

※レベル区分(クロールが基準)A＝息継ぎができ、25m以上泳げる方、B＝まったく泳げない、または25m泳げない方

■ラージボール卓球大会

とき　5月6日㈷午前9時～

会場　総合体育館

対象　区内在住・在勤・在学者

種目　シングルス男女(年齢別)、混合ダブルス

費用　シングルス1,000円、混合ダブルス2,000円

申込み　4月9日㈫・11日㈭の午後6時～8時の間に所定の申込書に費用を添えて、直接総合体育館2階卓球場へ。郵送の場合は、4月11日㈭(必着)までに現金書留で総合体育館へ。

■初心者テニス講習会

とき　5月7日～6月4日、毎週火曜日の計5回(予備日6月11日)、いずれも午前10時～正午

会場　外濠公園総合グラウンド（五番町先)

対象　区内在住の初心者30名(抽選)

持ち物　運動のできる服装、ラケット、テニスシューズ

指導　千代田区庭球連盟

費用　2,000円(傷害保険料、ボール代を含む)

申込み　4月18日㈮(必着)までに往復ハガキ(記入例参照)で総合体育館へ。

■新体力テスト測定会

従来の体力テストの種目・数値を見直した新体力テストです。体力の現状を千代田区体育指導委員が判定します。

対象　おおむね30名以上のグループ(町会など)

内容

・20～64歳の方　握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび

・65～79歳の方　握力、上体起こし、長座体前屈、閉眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行、ADL(日常生活活動調査)

申込み　希望日の3週間前までに電話で総合体育館へ。

※申込みは随時受け付け。会場についてはご相談ください。

■スポーツ健康相談(予約制)

運動不足解消・シェイプアップなど、健康やトレーニングでお悩みの方に健康相談・運動処方を行います。

とき　毎週火曜日(祝日を除く)の午後1時～、午後3時30分～、午後6時30分～、いずれも2時間以内

会場　総合体育館

対象　区内在住・在勤者（各時間帯1名)

内容　問診、身体・体力測定、運動処方

費用　区民200円、一般350円

※相談のみは無料

申込み　利用日の前月1日から電話で総合体育館へ。

■総合体育館週間プログラム

とき・内容・場所など　下表のとおり

※随時(祝日を除く)参加できます。(会場の利用料金は自己負担)

持ち物　上履き運動靴（柔・剣道場は不要)、運動ができる服装、タオル等

問合せ　総合体育館

総合体育館週間プログラム　※8月は一部変更になります

とき	プログラム	時間	場所
月曜日	リズムエクササイズ	午後6時30分～7時45分	卓球場ほか
火曜日	かんたんストレッチ	午前10時～11時	多目的室
	イージートレーニング	午後7時～8時	
水曜日	リズムエクササイズ	午後6時30分～7時45分	卓球場ほか
木曜日	ヘルシー体操	午前10時～11時15分	柔道場
	はつらつ体操	午後2時30分～3時30分	多目的室
土曜日	リフレッシュ体操	午後2時15分～3時30分	
	水中ウォーキング	午後4時～4時30分	プール

千代田区非常勤職員（文化財調査指導員）の募集

職務内容　文化財調査、文化財審議会、資料収集、調査研究活動等

対象　博物館法第5条に基づく学芸員資格を有する方、またはこれに相当すると認められる学識経験者1名

勤務場所　四番町歴史民俗資料館

勤務開始日　5月1日㈬

勤務日数　月16日(土・日勤務有)

勤務時間　午前8時30分～午後5時15分

報酬　月額211,800円

※社会保険の加入有

選考方法　書類選考、面接

申込み　4月15日㈪(必着)までに所定の応募書類(四番町歴史民俗資料館で配布)を郵送または直接四番町歴史民俗資料館(〒102－0081四番町1☎3238－1139)へ。

社会福祉協議会

■ボランティアの募集はボランティアセンターで！

区内でのボランティア募集や市民活動関連情報を、毎月発行のボランティアセンターだよりやセンターホームページに掲載します。詳しくはお問い合せください。

申込み　事業実施月の前月10日までに、所定の申込書をファクシミリ、Eメールまたは直接ちよだボランティアセンター（〒101－0065西神田1－3－4☎5282－3716 FAX 5282－3717 mail info@chiyoda-vc.com）へ。

■朗読ボランティア養成講座

視覚障害者のための広報千代田・区議会だより等のテープ音訳活動や、子どもへの本の読み聞かせ活動などを行う朗読ボランティアの養成講座です。

とき　4月25日～7月25日の毎週木曜日(5月2日を除く)の計13回、いずれも午後6時30分～8時30分

会場　西神田併設庁舎(西神田1－3－4)

対象　朗読グループに入会し、活動できる方25名(区内在住・在勤者優先で抽選)

内容　朗読技術(10回)、講義「視覚障害者をめぐる問題」(1回)ほか

講師　三木早智子氏（朗読グループ「ちどり」「さつき」講師)、桜井桂子氏(元武蔵野市立図書館朗読奉仕の会会長)

費用　2,500円

申込み　4月18日㈮までに郵送、ファクシミリ、またはEメール(記入例参照)に出身地(発音の特徴を知るため)・朗読経験・応募の動機を追記し、ちよだボランティアセンター（〒101－0065西神田1－3－4☎5282－3716 FAX 5282－3717 mail info@chiyoda-vc.com）へ。

■知的障害者ガイドヘルパー募集

知的障害者の外出時に付き添いをする知的障害者ガイドヘルパーを募集します。

対象　7月から活動できる18歳以上(高校生は除く)の健康な方で、次の事前研修にすべて参加できる方

研修日時　5月11日㈯・18日㈯のいずれも午後1時～4時、ほか実習1回（開催日未定)

※他区等で知的障害者ガイドヘルパー経験がある方は一部の研修が免除になる場合があります。

報酬　1時間あたり980円

申込み　電話、ファクシミリ、またはEメール(記入例参照)で千代田区社会福祉協議会地域福祉課☎5282－3711 FAX 5282－3718 mail cyd-shakyo@ag.wakwak.comへ。

記入例

①催し・講座名②〒・住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤性別⑥電話番号⑦その他

※在勤、在学の方は、勤務先・学校名と所在地、電話番号を追記。
※複数での申込みが可能な場合は、全員分を記入。

※一時保育のある催し等で一時保育を希望する方は、子どもの氏名(ふりがな)、性別、生年月日を追記。

※往復ハガキの場合は、返信側にも住所・氏名を忘れずに。

図　書　館

●**千代田図書館（九段南1-6-11）**
☎3264-2111

☆**おはなし会**　4月17日㈬・23日㈫、いずれも幼児向け＝午後2時～2時30分、小学生以上＝午後3時～3時30分

☆**土曜子ども映画会**　4月20日㈯午後2時～3時40分、「樫の木モック誕生編（上・下）」

●**四番町図書館（四番町1）**
☎3239-6357

☆**日曜映画会**　4月21日㈰午後1時30分～3時、「可愛い配当」

☆**おはなし会**　4月28日㈰、幼児向け＝午後1時30分～2時、小学生以上＝午後2時30分～3時

月曜日・土曜日の 開館時間を延長しました！

千代田図書館・四番町図書館の月曜日（休館日を除く）および土曜日の開館時間を午後7時まで延長しました。皆さんのご利用をお待ちしています。

問合せ　千代田図書館、四番町図書館

児　童　館

●**富士見児童館（富士見2-3-6）**
☎3262-1040

☆**おはなしでてこい**　4月9日㈫午後3時15分～、ニコリン座による紙芝居

●**神田児童館（外神田3-4-7）**
☎3253-6021

☆**春だ！おめでとうゲーム会**　4月17日㈬、ゲーム広場＝午後2時～2時45分、館内ウォークラリー＝午後2時45分～3時30分

●**一番町児童館（一番町10）**
☎3230-0866

☆**みんなで遊ぼうゲーム会**　4月17日㈬午後2時30分～3時30分、いろいろなゲームを楽しもう！

高齢者センター

（神田神保町2－20　☎3265－3981）

■高齢者大学

さまざまな学習を通して、受講生の交流を深めます。

受講期間　4月～平成15年3月
対象　60歳以上の区内在住者80名（申込順）
内容　講演会16回、ゼミナール6回、館外活動2回
説明会　4月12日㈮午後1時30分～
※受講希望の方は、必ず出席してください。
申込み　説明会出席後4月15日㈪までに直接センターへ。

■高齢者大学記念講演会「福沢朗の限りなき挑戦」

とき　4月19日㈮午後1時30分～3時
定員　50名（申込順）
講師　福沢朗氏（アナウンサー）
申込み　4月12日㈮から電話または直接センターへ。

MIW 男女共同参画センター

（神田和泉町1　☎5823－0772）

■MIW相談室の時間変更

相談時間が次のとおり変更になりました。

なお、相談の間、一時保育も行います。お気軽にご利用ください。

相談時間　第1・3水曜日＝午前10時30分～午後3時30分、第2水曜日＝午後5時～9時、第1・3・5木曜日＝午後5時～9時、第2・4木曜日＝午前10時30分～午後3時30分
予約専用電話　☎5823－0774

保養施設の利用資格を拡大しました

皆さんに親しまれている区の保養施設の利用資格を拡大し、より多くの方にご利用いただけるようになりました。

なかでも、嬬恋自然休養村にはキャンプ場やテニスコート、研修室などがあり、学校のサークル活動や企業の研修などにもご利用いただけます。

問合せ　区民総務課保養施設係

施設名	利用資格
箱根千代田荘	①区内在住者および同行する方（どなたでも）。 ②区内在勤・在学者および同行するご家族の方。
湯河原千代田荘	
メレーズ軽井沢	
軽井沢少年自然の家	
嬬恋自然休養村	区内在住・在勤・在学者に限らず、どなたでもご利用いただけます。

※18歳未満の方だけでのご利用はできません。

国民健康保険

■退職者医療制度をご存じですか

長期間会社などに勤め、退職して老齢年金受給権を取得した方が、病院にかかるときの自己負担額が軽減される制度です。

病院にかかるときの自己負担
・**本人**　入院・外来＝2割
・**被扶養者**　入院＝2割、外来＝3割

対象　次の①～③の条件を満たす方とその被扶養者
①会社などを退職し、国民健康保険に加入し、
②厚生年金や共済組合などの加入期間が、20年以上で老齢（退職）年金の受給権があるか、40歳以降10年以上加入し、通算老齢（退職）年金の受給権があり、
③老人医療受給者証を持っていない方

届出に必要なもの　年金証書（裁定通知書）、保険証、印鑑
※手続きに必要な裁定通知書が届いていない方は、一般の国民健康保険に加入し、後日、裁定通知書が届いてから、14日以内に手続きをしてください。
問合せ　保険年金課国民健康保険係

■平成14年度保険料率の変更

平成14年度の国民健康保険料の算定の基礎となる保険料率が下表のとおり変更になりました。
※算定方法はお問い合わせください。
問合せ　保険年金課国民健康保険係

■保険料「当初決定通知書」を送付します

平成14年度の国民健康保険料「当初決定通知書」と、4～6月の納付書（口座振替利用世帯には通知書のみ）を4月16日㈫に送付します。

今回お知らせする保険料は、平成14年度の住民税額が確定していないため、平成13年度の住民税額を基礎に算出しています。平成14年度の住民税額が確定した後、保険料を再度算出し、7月中旬に「変更決定通知書」を送付します。

問合せ　保険年金課国民健康保険係

■人間ドック利用補助

区と契約をした医療機関で、指定した検査項目による人間ドックを受診する方に2万円を補助します。

対象　満40歳以上（申込日現在）で、区の国民健康保険に加入し、保険料を滞納していない方
※補助は年度内1人1回に限ります。
問合せ　保険年金課管理係

国　民　年　金

■保険料の取り扱いが国に変わりました

4月分からは、国（社会保険庁）が発行した納付書で納めてください。

保険料は、全国の郵便局、銀行、農協、漁協、信用組合、労働金庫、社会保険事務所で納めることができます。区役所、出張所の窓口では納められません。

平成13年度分（平成13年4月～平成14年3月）の保険料は、区が発行した納付書で4月30日㈫までに納めてください。なお、5月1日㈬以降は区が発行した納付書は、使用できなくなりますのでご注意ください。

問合せ　保険年金課国民年金係

平成14年度国民健康保険の保険料率

	均等割（1人あたり）	所得割（住民税額）	賦課限度額（世帯あたり）
基礎分（医療分）	27,300円	100分の189	53万円
介護分※	7,800円	100分の10	7万円

※介護分は40歳から64歳まで（介護保険第2号被保険者）の加入者で計算します。

TOWNニュース

■パーソナルコンピュータ周辺機器等の購入費助成

障害者の方が、パーソナルコンピュータを使用するために必要な周辺機器等を購入する場合に、費用の一部を助成します。

対象　都内在住者で次の①～③の条件を満たす方
①視覚障害1・2級または上肢機能障害1・2級の身体障害者手帳を持ち、
②パーソナルコンピュータを使用することで社会参加が見込まれ、
③前年の所得が特別障害者手当の所得制限の限度額を超えていない方
助成対象機器　**視覚障害者の方**＝入力文字音声化・画面拡大化・画面音声化ソフトなど、**上肢機能障害者の方**＝大型キーボード、ジョイスティックなど
助成内容　10万円を限度に、購入費用の3分の2を助成。
※助成は1人1回に限ります。
問合せ　㈱福祉局障害福祉部在宅福祉課社会参加推進係　☎5320－4147

■2002倫理文化講演会「家庭力～いのちの輝きを求めて～」

とき　4月28日㈰午後2時～
会場　中央区立日本橋公会堂（中央区日本橋蛎殻町1－31－1）
費用　1,000円
問合せ　㈱倫理研究所東京中央支所千代田・中央ブロック・鈴木　☎3551－0562

神田公園出張所ストックヤード ミニフリーマーケット開催

掘り出し物があるかもしれません。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

とき　4月20日㈯午前11時～午後1時30分（雨天決行）
場所　神田公園出張所ストックヤード（神田司町2－2）
出店数　10店舗程度
※ミニフリーマーケット出店登録者も募集しています。
問合せ　清掃リサイクル課事業推進係